

福島空港公園 未供用地利用のルールブック

ver. 2.2



思いっきりつかえて、かがやく マイパーク

令和2年4月

福島県 福島空港事務所

目 次

1. はじめに	1
(1) 未供用地利用の心得	1
(2) 窓口の役割	1
(3) 福島空港公園の概要	2
2. エリア別（未供用地）の特性	3
3. 未供用地利用の手順	6
(1) 利用の流れ	6
(2) 利用に関する注意事項	7
【公園未供用地使用承認申請書様式】	10

1. はじめに

福島空港公園は、未供用地^{※1}を含めて広大な区域を有していますが、そのうち施設や環境が整備されている供用地^{※2}は全体の6分の1程度に留まっています。一方で未供用地には、豊かな自然環境や里山環境があります。このような特徴を生かせれば新たな利用の仕方や遊び方・楽しみ方を発展させていく場として利用できます。

このルールブックは、未供用地を利用する際に必要となる取り決め（ルール）や手続きの方法について定めたものであり、必要に応じて改良を重ねていきます。

※1 未供用地：公園区域内で開園されていない区域。

※2 供用地：公園区域内で一般に利用されている区域。

（1）未供用地利用の心得

- ・ 関係者（公園設置者（県）、指定管理者、未供用地利用者）は、助け合いながら活動します。
- ・ 関係者は、互いの意見を聞き、中傷、批判は行わず、常に前向きな考えや発言で活動します。
- ・ 活動する際には、法令、ルール等で定める事項を遵守して活動します。
- ・ 何事も自己責任の範囲で、他に賠償は求めずに活動します。

（2）窓口の役割

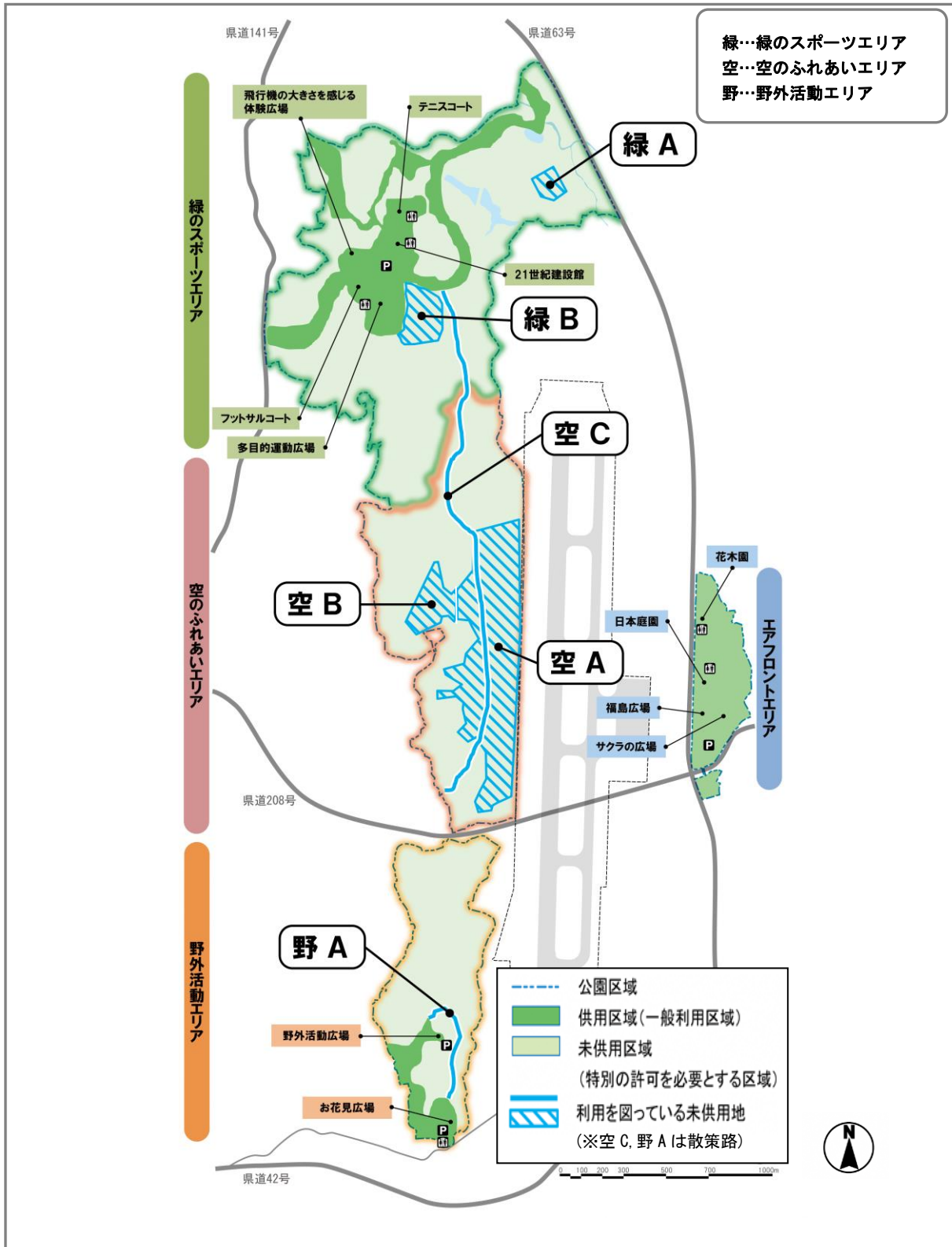
公園設置・管理者（県）は、利用者の活動支援を行うための窓口を設置し、福島空港公園の管理・運営・整備の全体的な責任者の役割を担います。

窓口は、利用者等の活動のコーディネート・支援として、以下の役割を担います。

- ・ 利用の相談や申込窓口
- ・ 利用ルールの周知・改善
- ・ 施設、資材の貸出
- ・ 広報活動と記録作成

(3) 福島空港公園の概要

福島空港公園は、広く県民にレクリエーションや自然とのふれあいの場を提供することを目的として設置された広域公園です。公園の場所は、須賀川市と玉川村に位置する328.6haの広域公園ですが、供用部分は52.1haのみであり、公園全体の利活用推進が求められている状況となっています。

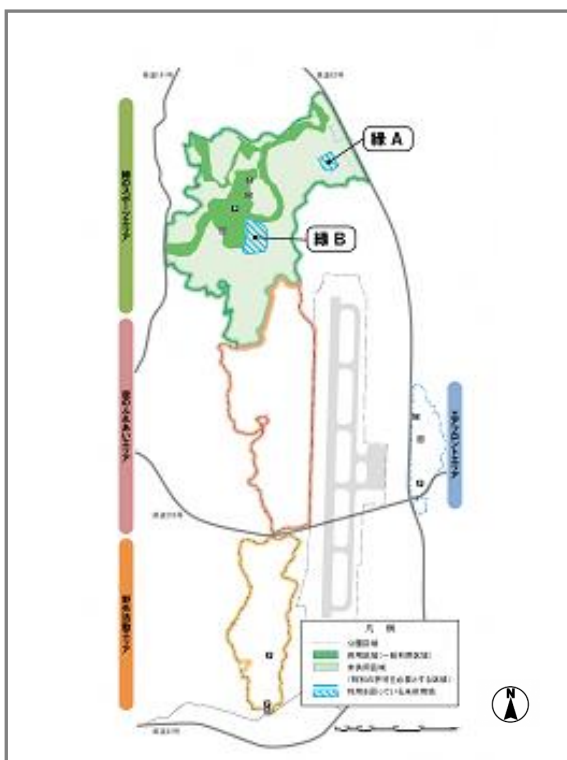


2. エリア別（未供用地）の特性

福島空港公園には4つのエリアがあります。未供用地を有する3つのエリアについて、特性や利用例は次のとおりです。

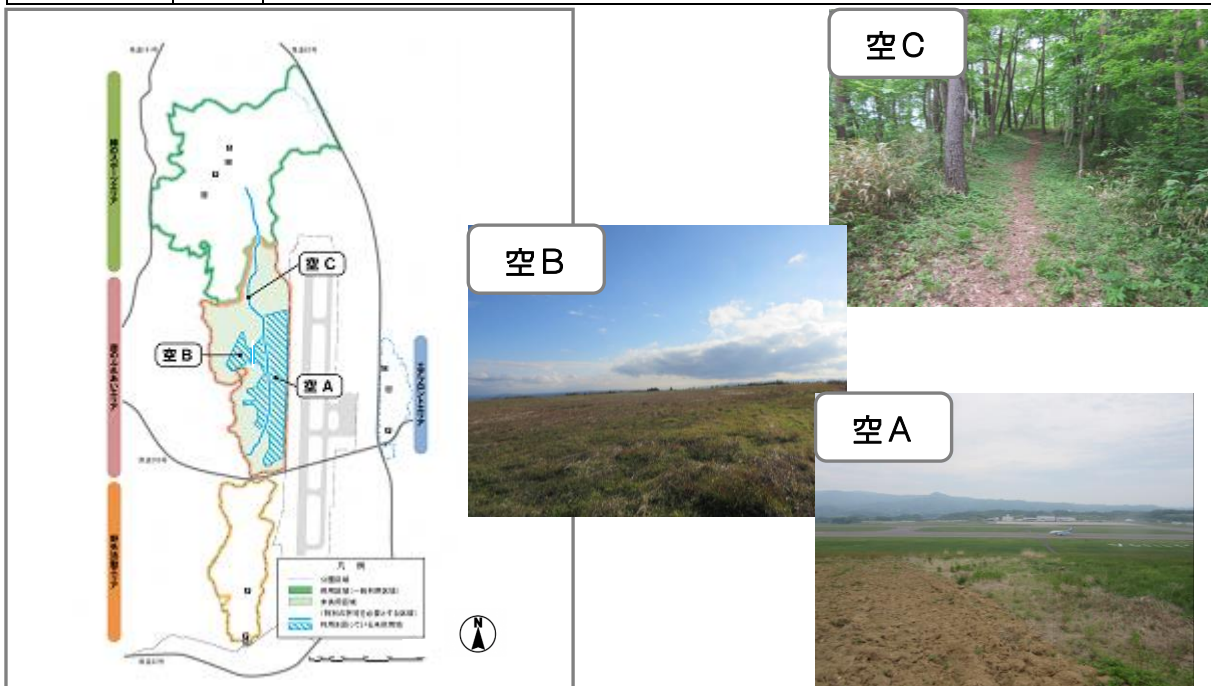
1) 緑のスポーツエリア

エリア全体の特性		<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ、駐車場などの利便施設を有する 21 世紀建設館を中心として、スポーツ施設や多目的広場、樹林地を有するエリアです。 ・ 団体スポーツとともに、ノルディックウォーキングや林間の散策の場として、そして既存樹林地等を活用した自然学習の場などとして利用されています。 ・ 約1ヘクタールの整地された草地があります。 	
利用例		<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策（ウォーキング等） ・ クロスカントリー ・ ドッグラン ・ 野球、ソフトボール ・ 環境学習の場 ・ 野鳥観察 	
未供用地 の状況	緑 A	面積：1.3 ヘクタール	駐車場：あり
		水道：なし	トイレ：なし
		特徴：緑のスポーツエリア東側にある平地。野球やドッグラン等に利用できます。	
	緑 B	面積：4.4 ヘクタール	駐車場：あり
		水道：あり	トイレ：あり
		特徴：多目的運動場に隣接する広大な広場。21 世紀建設館に近くトイレや水道などの基本施設が揃っています。イベントや大会等が開催できます。	



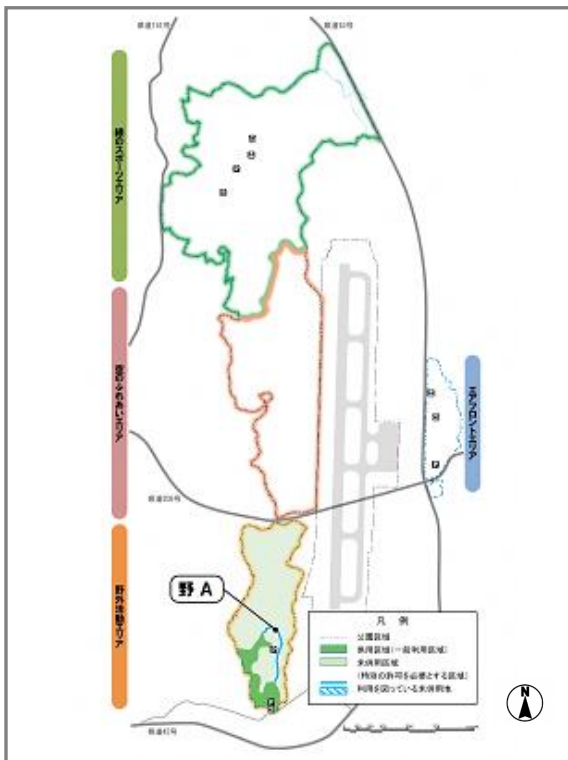
2) 空のふれあいエリア ※利用に際して一部制限事項あり

エリア全体の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島空港の滑走路に隣接し、空港が一望でき、空港の広さや飛行機の迫力が体感できるエリアです。 ・ 空港周辺で一番高い土地で、360度展望できます。 ・ 傾斜地がありノルディックウォーキングや「空のみちウォーク」などのコースとして利用されています。 ・ 南に「道の駅たまかわ」があり休息や地元物産の購入ができます。 <p><特別の制限事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行場に隣接しているため飛行機の運航に配慮が必要であり、利用に際しては高さの制限があります。 		
利用例	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリング(マウンテンバイク等) ・ 散策(ウォーキング) ・ ドッグラン ・ クロスカントリー ・ 野鳥観察 		
未供用地 の状況	空 A	面積：約 29.3 ヘクタール	駐車場：なし
		水道：なし	トイレ：なし
		特徴：滑走路に面し傾斜地が長く続く場所。飛行機の離着陸と周囲の山並みを眺望できます。	
	空 B	面積：約 4.0 ヘクタール	駐車場：なし
		水道：なし	トイレ：なし
		特徴：空港西側の丘に平地が広がり、周囲の山並みを眺望できます。	
	空 C	延長：約 1,500 メートル	駐車場：なし
		水道：なし	トイレ：なし
		特徴：緑のスポーツエリアから県道 208 号に通じる散策路。周囲の山並みや森の中で動植物の観察ができます。	



3) 野外活動エリア

エリア全体の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本公園の特徴である里山環境を活かして、里山に関するさまざまな学習や自然の中で体験学習や環境学習が楽しめるエリアです。 ・ お花見広場や野外活動広場を有するエリアで、未供用区域には散策路などを有しています。 ・ お花見広場に駐車場、水道、トイレがあります。 ・ 野外活動広場に駐車場、水道、トイレ、野外コンロがあります。 		
利用例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策（ウォーキング） ・ 昆虫採集 ・ 動植物、野鳥観察 ・ 環境学習 		
未供用地 の状況	野A	延長：1,000メートル	駐車場：あり
		水道：あり	トイレ：あり
		特徴：お花見広場と野外活動広場をつなぐ散策路。森の中で動植物の観察ができます。	

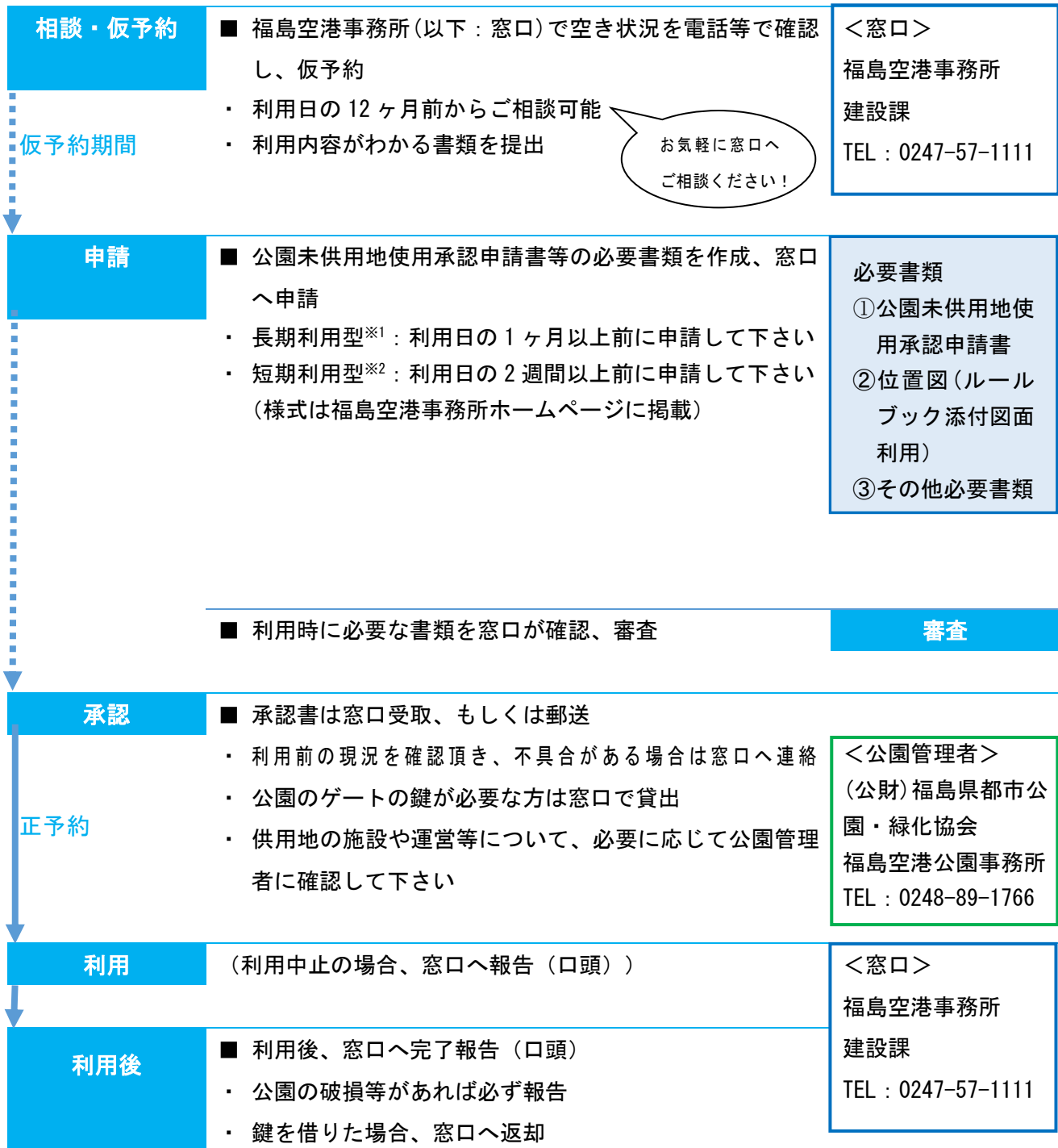


3. 未供用地利用の手順

(1) 利用の流れ

利用に先立ち、以下の流れにそって利用の手続きをすすめてください。

なお、利用内容によっては、承認できない場合や別途手続き、使用料が必要となる場合があります。



※1 1ヶ月～1年未満の期間、イベント等を継続利用するタイプ

※2 1日～1ヶ月未満の期間、イベント等を利用するタイプ

(2) 利用に関する注意事項

公園を利用する場合、一般来園者の方への安全と利用の優先、近隣施設への迷惑行為の防止、開催に関する理解と協力などが不可欠です。下記の項目を遵守し楽しい公園利用に心がけましょう。

一般事項	
1. 主催者の義務	<ul style="list-style-type: none">・ 申請内容にしたがって利用する。・ 官公庁への届出等は利用者の責任において適正に行う。・ 利用期間中（設営、撤去等を含む）に利用に帰する原因で発生した事故については、全て利用者の責によるものとする。・ 公序良俗に反する行為、その他公園施設の維持管理、運営に支障を来たすと認められる行為をしない。・ 利用にあたり近隣施設や近隣住民、公共交通機関等に迷惑となる行為をしない。また、参加者に対してこれらの行為をさせない。・ 正当な理由がなく、刃物、棒その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を福島空港公園「空のふれあいエリア」に持ち込んで서는ならない。・ 小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）については、空港事務所長の承認を受けず、福島空港公園「空のふれあいエリア」において、飛行させてはならない。（小型無人機について、空港事務所長が行う飛行の中止要請等に応じない場合は、警察機関等に対して排除措置を要請する。）・ 利用後には利用した公園施設全て利用者の責において現状復旧する。・ 利用により施設の破損、棄損、汚染等が生じた場合、速やかに利用者の責において補修、清掃等を行う。
2. 主催者の管理責任	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の善良な利用について管理責任を負う。・ 福島県都市公園条例その他の法令を遵守し、かつ事前提出書類の内容に従い全ての作業、運営を行う。・ 利用に要する仮設物を設置する場合、設置期間中、利用者の管理責任において設置物を適正に管理する。・ イベント等の来場者に対する便益施設（仮設トイレ等）の提供、利用時に一般公園来園者に対しても便益施設不足がないよう、仮設施設等の提供を利用者の管理責任において行う。・ 利用期間中（準備、撤去期間を含む）一般来園者の利用に支障を来たす恐れのある場合、主催者の管理責任において適正に整理、誘導を行う。

3. 利用の制限	<p>以下の項目に該当する場合、利用を中断又は中止させる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文に掲げた義務及び管理責任が適正に履行されていない場合。 ・ 仮予約から利用までの手続きにおいて虚偽の申請、報告があった場合。 ・ 官公庁への届出等が適正に行われていない、又はこれらの届出等において虚偽の記載等があった場合。 ・ 災害その他不可抗力で施設等の利用ができない時、又はその復旧に要する工事並びに点検等で事実上施設の利用ができなくなった場合。 ・ 感染症の大規模流行や保安上の配慮のため国または福島県から施設の使用中止や利用中止の要請等があった場合。
4. 賠償及び免責	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く一般に参加者を募る場合、万一に備えて損害補償保険の加入をする。 ・ 施設及び設備、運営等に対して、利用者及びその関係業者や来園者に起因する損害が発生した場合、利用者によるその損害額等を賠償する。 ・ 施設の利用に伴う人身事故及び物品、展示品等の盗難、破損等全ての事故について公園管理者及び県は一切の責任を負わない。 ・ 利用者及びその関係業者、来場者に損害が生じた場合、公園管理者及び県は一切の責任を負わない。

※その他（利用に関する注意事項）

- ・ 県は、適宜施設を見回り、事前の打合せどおり使用しているか確認する義務があるため、事前予告なく会場内に入ることがあります。予めご了承ください。
- ・ 上記項目に関して違反があった場合、県に報告すると共に次回以降同公園での開催を制限する場合があります。

福島空港公園 未供用地利用のルールブック

発行・連絡先 福島県福島空港事務所

〒963-6304 福島県石川郡玉川村大字北須釜字ハバキ田 21 番地

お問合せ先

福島県福島空港事務所 建設課

TEL : 0247-57-1111 (代表)

FAX : 0247-57-1257

受付 : 8:00~21:00 (年中無休)

メール: fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41410a/>

申込様式

申請者は下表の太枠内を記入し提出してください。

公園未供用地使用承認申請書	
(西暦) 年 月 日	
(宛先) 福島県福島空港事務所長	
(申請者) 〒	
住所 _____	
氏名 _____ 印	
電話 _____	
次のとおり申請します。	
1. エ リ ア 名	
2. 日 時	年 月 日 午前・後 時 分から 年 月 日 午前・後 時 分まで
3. 目 的	
4. 参 加 人 員	名
5. 責 任 者	氏名 連絡先
6. 使 用 箇 所 使 用 面 積	次ページ参考図から 使用箇所を記入→ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;">例) 空C (_____) ※「利用を図っている」未供用地以外の場合は「その他」と記入</div> 約 _____ ヘクタール・平方メートル _____ メートル
<p>【承認欄】 ※空港事務所が記入</p> <p><input type="checkbox"/> 申請どおり承認します。(ルールブックの規定を厳守すること)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の条件で承認します。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア ルールブックの規定を厳守すること</p> <p style="padding-left: 20px;"> その他、別紙承認条件のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">イ _____</p> <p><input type="checkbox"/> _____ のため承認しません。</p> <p>※ 利用に関する注意事項(ルールブック P7, 8)を確認 するようお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-left: auto; margin-top: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>	

福島空港公園

県道141号

県道63号

緑のスポーツエリア

空のふれあいエリア

野外活動エリア

エアフロントエリア

緑 A 約 1.1ha

緑 B 約 4.4ha

空 C 延長約 1500m

空 B 約 4.0ha

空 A 約 29.3ha

野 A 延長約 1000m

- 公園区域
- 供用区域(一般利用区域)
- 未供用区域
(特別の許可を必要とする区域)
- 利用を図っている未供用地
(※空 C, 野 A は散策路)

県道42号

0 100 200 300 500 700 1000m

